

海外

米州諸国

◆米国、国庫債務限度額を引上げるとともに均衡財政法を制定

レーガン大統領は12月12日、国庫債務限度額を現行の18,240億ドルから20,790億ドルに引上げる法律に署名した。本限度引上げは84年10月15日(15,730億ドル→18,240億ドル)以来約1年ぶりのもの。これにより同法の付帯修正案の形式で提出されていた「1985年均衡財政・緊急赤字管理法(Balanced Budget and Emergency Deficit Control Act of 1985, 通称グラム・ラドマン法)」も成立をみた。

この均衡財政法案は、86年度以降財政赤字を段階的に削減し、91年度に均衡予算を実現しようとするもので、各年度の予算審議の過程で赤字削減が実行されない場合には、大統領に歳出の一括自動カットを義務付けているのが大きな特徴となっている。

今回成立した均衡財政法の骨子は以下のとおり。

1. 財政赤字削減目標

86年度以降の財政赤字限度額を次のように定め、91年度には収支を均衡させる。

年 度	86	87	88	89	90	91
赤字限度額(億ドル)	1,719	1,440	1,080	720	360	0

2. 計画達成への手続き

(1) 議会予算局(CBO)と行政管理予算局(OMB)は、毎年8月20日(86年度については1月15日)に、会計検査院(GAO)に対し、翌年度の財政見通し(および赤字額が目標を100億ドル以上超過する場合には、目標達成に必要な歳出カット率)等についての見通しを報告する。なお、CBOとOMBの見通しが異なる場合には、両者の平均を用いることとする。

(2) GAOは、内容を確認 verifyしたうえで、同報告書を毎年8月25日(86年度については1月20日)までに議会および大統領に提出する。

(3) GAOの提出した報告書の財政赤字見通しが、上記赤字限度額を100億ドル以上上回る場合には、大統領

は9月1日(86年度は2月1日)に「強制削減命令」(sequester order, 一部の例外項目を除くすべての歳出項目についてこれを一律自動カットし、赤字額を上記限度額まで削減)を発する(86年度と91年度については上記限度額を厳守する必要があるが、87~90年度については目標超過額が100億ドル以内であれば同命令は発せられない)。

(4) しかし議会は、同命令が発効する10月1日(86年度は3月1日)までの間に、上・下院の予算委員会を中心として赤字を目標額以内に抑えるための独自の赤字削減計画を策定することができる。

(5) ただし、議会がこの赤字削減計画を策定できなかつた場合、CBOとOMBは、その後の法律改正等を考慮に入れつつ財政赤字等の改訂見通しを10月5日にGAOに報告する。GAOは10月10日までに改訂報告書を大統領に提出し、大統領はこれに基づいて、最終的な強制削減命令を発する(10月15日最終命令発効、なお86年度については、議会が独自の赤字削減計画を策定できなかつた場合には、上記(3)の強制削減命令が自動的に発効)。

(6) GAOは11月15日(86年度は4月1日)に、同命令に対する追認報告書(compliance report)を発する。

3. 予算削減の例外とする項目

(1) 社会保障(Social Security)、国債利子、退役軍人補償、退役軍人年金および貧困層向けの6つのプログラム(メディケイド<低所得者、身障者向け医療扶助制度>、フードスタンプ<低所得者向け食糧切符>等)については自動歳出カットの適用対象外とする。

(2) 5つの医療プログラム(メディケア<高齢者向け政府医療保険>、退役軍人医療保険、インディアン医療保険等)については、86年度1%、87年度は2%(インフレ調整後、ただしインフレ調整が行われない場合にはそのレベルを基準とする)を予算削減率の上限とする。

4. 強制削減命令

(1) 強制削減命令は、上記例外項目を除くすべての歳出項目について一律の歳出カットを命ずるものであって、同命令によって、特定のプログラムを廃止したり、議会の定めた歳出の優先順位を変えたりすることはできない。

(2) 同命令による予算削減は、50%を国防予算部門から、残り50%を非国防予算部門から行うこととし、同一部門内においては、そのカット率は予算項目(acco-

unt) または内訳項目 (sub-account、各プロジェクト、プログラム等) ごとに一律とする。ただし、国防予算部門には、国防予算項目のほか、連邦公務員年金の COLA (生計費調整) 分の半分を含む(国防予算の実質的な削減ウエイトを50%以下に抑制するための措置)。

(3) 年金などCOLA条項のついたプログラムについて
は、削減率がCOLAによる上昇率を上回ってはなら
ない(前年度の名目額は確保される)。

5. 86年度についての特別規定

- (1) 86年度については、すでに会計年度が進行中であることから、強制削減命令による削減額を最高117億ドルまでとする。
- (2) 86年度の国防予算の削減についてのみ、削減分担(全体の50%)の枠内で、大統領に一定限度の裁量が認められる。

◆米国連邦準備制度理事会、支払準備率の適用区分等を一部変更

米国連邦準備制度理事会は12月5日、レギュレーションDについて、決済勘定 (transaction accounts) に対する支払準備率の適用区分等を次のとおり変更し、いずれも12月31日から実施する旨発表した。

1. 決済勘定に対する支払準備率の適用区分

決済勘定残高	支払準備率
31.7百万ドル(従来29.8百万ドル)までの部分	…… 3 %
31.7百万ドル超(従来29.8百万ドル超)の部分	…… 12 %

2. 準備積立免除残高

預金取扱金融機関のうち準備対象債務(決済勘定のほか、定期預金<個人分を除く>、ユーロ債務)の合計が2.6百万ドル以下(従来は2.4百万ドル以下)の中小金融機関については準備積立を免除する。

3. なお、これらの措置は、前者については1980年金融制度改革法(55年5月号「要録」参照)に、後者は1982年預金取扱金融機関法(57年11月号「要録」参照)に基づき、毎年定期的に行われるもの。

◆米国預金取扱金融機関規制廃止委員会、スーパーNOW勘定等の最低預入残高、預金上限金利を撤廃

標記規制廃止委員会 (Depository Institutions Deregulation Committee) は1月1日、最低預入残高および預金上限金利についての規制を以下のとおり撤廃した。同措置は、83年9月30日に同委員会が行った決定(58年10月号「要録」参照)に基づくものであり、これに

より米国預金取扱機関の最低預入残高制限は全廃され、また預金金利の上限規制が課されているのは、通帳型貯蓄預金(現在5.5%)のみとなった(同規制も3月31日に撤廃の予定)。

1. 最低預入残高制限の撤廃

MMDA、スーパーNOW勘定に課されていた1,000ドルの最低預入残高の制限(85年1月1日にそれまでの2,500ドルから1,000ドルへ引下げられていたもの)を撤廃する。

2. 預金上限金利の撤廃

NOW勘定、7~31日物1,000ドル未満の定期預金に課されていた上限金利規制(各々5.25%、5.5%)を撤廃する。

欧州諸国

◆E C首脳会議開催

E C加盟各国首脳(E C委員長を含む、86年1月加盟予定のスペイン、ポルトガルはオブザーバーとして参加)は12月2、3日の両日、ルクセンブルグにおいて同年第3回目の首脳会議を開催し、E C域内市場の統合問題、経済・金融協力の推進、先端技術分野での協調問題等につき討議した。

今次会議終了後に発表された「議長総括」の主要点は以下のとおりであるが、これに対しデンマーク等一部諸国は合意を留保する旨表明しており、今後交渉が継続される見込み。

1. E C域内市場の統合

E C域内の統合化促進に向け、1992年までに「域内単一市場」の実現を図ることとし、そのための行動計画を探査する。「域内単一市場」には、人・物・サービス・資本の自由な移動を含むこととし、これらに関し現存する各国間の諸障壁を撤廃していく。

2. 経済・金融協力の推進

E M Sの枠組の中でこれまで培われてきた協調、E C Uの発展等に留意しつつ、これらを一層促進するために経済・金融面におけるE C各国の政策協力を推進していく。そのために必要な措置については、今後E C委員会、欧州通貨評議会、各国中央銀行総裁会議の三者が協議していく。なお、こうした点についてはE Cの基本条約であるローマ条約の前文に盛込む。

3. E Cの意思決定方法の変更

従来の「全会一致原則」にかわる「多数決制」の導入については、その対象をある程度限定して実施し、今後これを徐々に拡大していく。

4. 先端技術分野での協調

欧州企業の科学技術分野での開発、国際競争力の強化を推進するため、研究センターや研究技術開発大学の活動を支援する。

◆ ブンデス銀行、86年の中央銀行通貨量目標増加率を公表

1. ブンデス銀行は、12月19日の中央銀行理事会において、86年の中央銀行通貨量^(注)の目標増加率(86年第4四半期の前年同期比)を85年(同3~5%)より引上げ3.5%~5.5%とする旨決定、発表した。

(注) 流通現金+居住者預金に対する所要準備額

2. 本件に関して、ブンデス銀行では以下のとおり説明している。

(1) ブンデス銀行は、86年も物価安定基調を維持するとともに、経済の力強い実質成長を可能とするような通貨量の拡大に努める方針であり、目標増加率としては3.5%~5.5%が適当であると判断した。

(2) 86年の目標値引上げは、金融政策スタンスの変更を意味するものではなく、実質潜在成長率の上昇(85年2.0%→86年予想2.5%、なお、86年の名目潜在成長率は4.5%と想定)に見合ったものである。このことは、85年の中央銀行通貨量増加率が+4.6%と86年の目標帶(3.5%~5.5%)のほぼ中央に収まる見通しにあることからも明白である。

(3) 目標値の設定にあたり数年先までまとめて公表してはどうかとの指摘も一部に聞かれるが、ブンデス銀行としては引き続き一年ごとに目標値を公表するという従来からのスタンスを維持していく方針である。

(4)これまでのところブンデス銀行の金融政策は所期の成果を認め得ているが、これには着実な財政赤字縮小努力と適切な貨金政策が寄与している。これらの前提が維持される限り、対外面からの攪乱的影響がなければ景気の一層の拡大を十分期待しえよう。

◆ ブンデス銀行、最低準備制度の緩和等を決定

1. ブンデス銀行は、12月19日の中央銀行理事会において、最低準備率の大幅引下げ、最低準備義務を賦課したうえでのマルク建CDの発行容認等の方針を決定した。ブンデス銀行は今春來、西ドイツ金融資本市場の

国際競争力強化を狙って最低準備率の引下げ等の措置について検討を行ってきたが、今回決定したのは改訂の基本方針のみで、準備率の下げ幅等の具体的な内容についてはおって金融機関に通知される予定。

2. 本決定に関するブンデス銀行の発表文の概要等は以下のとおり。

(1) 中央銀行理事会は、西ドイツ金融資本市場の国際競争力強化のため、期間の定めのある債務および貯蓄預金の準備率を大幅に引下げることが適切と判断している。

また、現行の準備率体系も変更されることとなるが^(注1)、さらに対非居住者外貨建債務についても外貨建債務との相殺によって準備義務を免除する範囲を拡大することになろう^(注2)。

(2) 金融機関が新規に発行した期間2年以内の無記名証券および一部指図証券を新たにブンデス銀行法16条の最低準備対象債務に加える^(注3)。この関連で、ブンデス銀行は国内金融機関が西ドイツ内でCDの性格を有するマルク建証券を発行することにつき今後異議を唱えるつもりはない。

(3) 準備率の引下げ等による金融機関の負担軽減額は80億マルク(CD導入による準備対象範囲の拡大を織込んだうえでのネットの軽減額)。

(4) 本日決定された措置は、今後数か月以内に実施される^(注4)。本措置の詳細はおって金融機関に連絡する。

(注1) 変更の詳細については以下のところ不明であるが、ペール総裁は同日の記者会見の席上、「現在の預金種類別、預金規模別の複雑な累進準備率体系を簡素化することも考えている」と発言している。

(注2) 現在、非居住者からの外貨建債務については、それと同期間かつ同額の非居住者に対する外貨建債務を保有している場合には準備対象外とされている。

(注3) 現行法上では準備対象債務は、①当座性預金、②定期性預金、③貯蓄預金、および④短・中期借入債務からなる旨、定められている(ブンデス銀行法16条)が、今回の措置は無記名証券および一部指図証券をこのうちの短・中期借入債務に含まれるものと解釈することによって、現行法の枠内におけるCDの発行を可能とすることを狙ったもの。

(注4) こうした準備期間が必要とされる理由について、ペール総裁は「コンピュータプログラムや他の技術調整など金融機関が新たな規制に適応するのに数か月を要すると見込まれることに配慮したもの」と説明している。

3. 今回の諸措置に関連してペール総裁およびケーラー理事は以下のとおり発言。

(1) 西ドイツ金融資本市場の国際競争力改善にとって、とくに取引所取引税の廃止は緊要の課題であり、同税の存在が西ドイツ金融資本市場発展の大きな足枷とな

っていることを認識する必要がある。同税の廃止によりはじめて効率的な債券流通市場が誕生するといつても過言ではない。

(2) ブンデスバンクは民間企業がマルク建C Pを発行することにも異議はない。

(3) 今回の準備義務の緩和は、金融緩和を意味するものではなく、またオフショア・マーケットへの布石でもない。ブンデスバンクは、金融政策運営の重要な手段として最低準備政策を今後とも保持していくつもりである。

◆フランス銀行、86年の預金・貸出準備率制度の運営方法を発表

1. フランス銀行は12月6日、86年の預金・貸出準備率制度の具体的な運営方法を発表した。その骨子は以下のとおり。

(1) 対象金融機関の拡大

従来、預金準備率適用対象金融機関は、銀行法上の「銀行」(Banques) および「相互銀行あるいは協同組合銀行」(Banques mutualistes ou coopératives)、貸出準備率適用対象金融機関は、上記金融機関および「金融業者」(Etablissements financiers)となっていたが、86年以降は両準備率の適用対象に「貯蓄金庫」(Caisses d'épargne et de prévoyance)、「市町村信用金庫」(Caisses de crédit municipal)を加える(ただし、貯蓄金庫のA種通帳預金く要求払い、利子非課税、預入限度額68千フラン、同金庫総資金量の約7割>は預金準備率の適用対象外)。

(2) 貸出準備率の累進度の緩和

所要準備率は現行方式^(注)に比べ累進度の緩やかな以下の方式によって四半期ごとに算出。

$$Y = 0.2X^2 + 0.2$$

Y =所要準備率 (%)

X =対象貸出残高の前年比増加率 (%)

(ただし X がマイナスの場合は、最低準備率として 0.2% を適用)

(注) 現行の算定方式は、 $Y=0.2X(X+2)$ 、最低準備率 0.2(60年1月号、同12月号「要録」参照)。

(3) 対象貸出残高の前年比増加率算定のベースとなる前年実績には、97.25%の掛け目を乗じる(具体的には、対象貸出残高前年比=本年実績／前年実績×97.25%)。

(4) 貸出準備率制度に係る実際の準備積立額は、所要準備額(対象貸出残高×所要準備率)から350万フランを

控除したものとする(現行どおり)が、とくに小規模金融機関(85年6月末の対象貸出残高が10億フラン以下)については、各行の貸倒準備比率(自己資本／信用供与残高、60年8月号「要録」参照)基準に控除額引上げの優遇措置を講じる^(注)。

(注) 具体的には、上記小規模金融機関のうち貸倒準備比率が 5~10%未満、10%以上の金融機関については、上記の控除額を各々10百万フラン、20百万フランとする。

(5) 超過積立て分の翌期への繰越しについては、従来その全額を認めていたが、86年以降はその90%とする。

2. 本措置の狙い等につき、カンデッシュ・フランス銀行総裁は以下のとおりコメントしている。

(1) 対象金融機関の拡大は、競争条件の公平化という点で、大変重要なワンステップである。

(2) 各種金融・資本市場の間で金利裁定が活発化するにつれて、今後金利機能の活用、比例準備率(réserve à taux proportionnel)の弾力的操作による金融調節が一段と重要なものとなろう。とくに金融イノベーションがマネーサプライや物価の搅乱要因とならず実体面とうまく適合しつつ進展していくようであれば、87年に貸出累進準備率等の量的規制手段を放棄することも可能となろう。

(3) その意味で86年は重要な過渡期として位置づけられ、マネーサプライの不測の変動に対するセーフティネット(filet de sécurité)として86年も貸出累進準備率を維持することとしたが、その規制度合いは現行方式と比べ緩やかなものとしている。

◆英國大蔵省、銀行監督体制の整備・強化に関する白書を公表

1. ローソン蔵相は12月17日、「Banking Supervision」と題する銀行監督体制の整備・強化を目的とした白書を公表した。英國では、84年秋の Johnson Matthey Bankers 社の経営破綻を契機に英蘭銀行の銀行考查・監督体制の見直し作業が進められ、85年6月には銀行監督に関する特別委員会報告書、7月には英蘭銀行による銀行監督体制強化案(60年8月号「要録」参照)、8月には同監査法人の役割強化案(60年9月号「要録」参照)が公表されてきたところであるが、今回の白書はこうした動きを受けて政府としての統一的な考え方を明らかにしたものである。

今回の白書では、上記一連の報告書等に盛込まれたポイント^(注)に加え、①英蘭銀行内に銀行監督委員会を設

置すること、②外銀に対し reciprocity の原則を適用する権限を政府に付与すること、等の措置が盛込まれている点が特徴的である。

(注) 銀行考査に関する特別委員会報告書等の主要点は以下のとおり。

- ① 銀行法上の免許基準における業態区分(「recognised bank」と「licensed deposit-taker」)の廃止、両者の一本化
- ② 銀行監督における監査法人の役割強化、監督当局との関係緊密化
- ③ 大口融資規制の強化
- ④ 英蘭銀行の監督対象を從来の「預金受入機関(licensed deposit-taker)」のみから全金融機関に拡大

2. 今回発表された白書の概要は以下のとおり。

(1) 銀行監督委員会 (The board of Banking Supervision)の設置

イ. 構成……英蘭銀行総裁・副総裁・考査局担当理事、外部専門家 5 名（銀行実務経験者、法律家、会計士。いずれも蔵相の同意を得たうえで英蘭銀行総裁が任命）。

ロ. 機能……銀行監督全般にわたる諸問題、個別金融機関に対する監督の内容、英蘭銀行の考査局の体制等に関し英蘭銀行総裁にアドバイスする。英蘭銀行年次報告書にも委員会の意見を独自に記載する。

ハ. 設置時期……銀行法改正を待たずに、可及的速やかに英蘭銀行内に設置(英蘭銀行総裁も合意済み、法的権限は法改正後に付与)。

——委員会の外部専門家と英蘭銀行総裁の見解が異なる場合、総裁は外部専門家のアドバイスを無視する権限を有するが、その際には蔵相に通知する必要がある。

(2) reciprocity の原則

英国政府は、英國金融機関の他国での活動と他国金融機関の英國での活動との間における商業機会の不均衡が英國金融機関の利益を害し英國金融市场に悪影響を及ぼしかねないことにかんがみ、英國金融機関の活動を制約している國の金融機関に対し、免許を付与しない(あるいは免許を取消す)権限を留保する。

(3) 業態区分(two-tier system)の廃止

イ. recognised bank と licenced deposit-taker という業態区分を廃止し、前者に対しても後者と同様の監督を行いうるようにする。

ロ. 新たに銀行免許を取得する者の最低純資産額を 1 百万ポンドとする。

ハ. 「銀行」の名称は、純資産額 5 百万ポンド以上の先

に限って使用を認める(外国系の deposit-taker はこの限りではない)。

(4) 監査法人の役割強化

イ. 銀行は、監査法人による内部管理システムおよび英蘭銀行が特定した問題についての報告を監督当局に提出しなければならない。

——外銀支店の場合は、監査法人による監査が義務付けられていないが、今後別途その取扱いを定める。

ロ. 監督当局は、銀行同席の下で監査法人と意見交換ができる。また、例外的に、銀行の同席なしに監査法人と直接意見交換することも可能とする。

ハ. 監督当局と監査人の間における守秘義務については、以上のような両者の関係緊密化にとり必要とされる限りにおいて適用されない。

(5) 大口融資規制に関する法的権限の付与

英蘭銀行が 83 年 4 月以降行ってきた大口融資抑制指導を以下のような形で法律的に制度化する。

イ. 自己資本の 10% 超 25% 未満の貸出については、監督当局に報告する義務がある。自己資本の 25% 超の貸出については、事前に監督当局に報告する義務がある。

ロ. なお、貸出先が銀行、政府等の経済主体である場合にはこの限りではない。

(6) その他(情報取扱等)

イ. 英蘭銀行は、預金者保護等の観点から必要と認めた場合には、銀行法上の守秘義務にもかかわらず、政府に対し所要の情報を提供することがある。また、他の監督機関との間でも、相互に監督に必要な情報を提供し合うことができる。

ロ. 銀行が監督当局に対し恣意的のみならず不注意により、誤ったあるいは misleading な情報を提供することは犯罪行為(criminal offense)とみなす。

ハ. 英蘭銀行は、現在監督に必要な情報は必要に応じて徴求しているが、今後は定期的に徴求することも可能とする。

◆イタリア、短期对外借入規制を解除

イタリア為替局は 12 月 4 日、金融機関に対する短期对外借入規制(59 年 7 月導入、同年 8 月号「要録」参照)を解除し、これを即日実施する旨発表した。

本件につき、イタリア銀行では「本規制はそもそも对外借入を通じた国内流動性の増大防止を主眼とする一時

的措置として導入されたものであるが、今回これが解除されたのは、最近の民間信用総量の動きが、10月末には前年比9.8%（目標値は85年末12%）まで低下するなどその減速化傾向が明らかとなってきたため」と説明している。

なおこれと並行して、イタリア銀行では今後非居住者のリラ預金（金融機関の取入れるユーロリラ預金を含む）については、準備率の算定方式を従来の末残ベースから平残ベースに変更する旨決定（11月分の当該預金く積み開始は12月15日から適用）。

◇スイス中央銀行、86年の中央銀行通貨量目標増加率を公表

1. スイス中央銀行は12月20日、86年の中央銀行通貨量^(注)の目標増加率を85年（3%）より1%引下げ、年平均2%とする旨決定、発表した。

（注）流通現金+中央銀行預け金

2. 本件に関する同行のプレスコミュニケの要旨は以下のとおり。

「スイス中央銀行理事会は政府とも協議のうえ、86年の中央銀行通貨量前年比目標増加率を年平均2%とすることを決定した。この目標増加率は中期的な物価安定を保証するとともに、経済の成長に十分な余地を与えるものと判断している。

なお、85年中の通貨量増加率は2.2%と84年実績（2.6%）を下回る見込みである。この結果、85年中は、順調な景気拡大の下で通貨量増加率は目標値を下回り、中期的な物価安定維持のために望ましい増加率にさらに近づいた。」

◇ベルギー、総選挙の実施および第6次マルテンス内閣の成立

1. ベルギーでは10月13日、サッカー場乱闘事件（85年5月）の責任問題を契機とした閣内対立表面化から総選挙（上院、下院）が当初予定より2か月繰上げて実施された（前回総選挙は、81年11月実施、57年1月号「要録」参照）が、下院では連立与党（キリスト教社会党＜ワロン派、フラン派＞、自由進歩党＜ワロン派、フラン派＞の4派）の議席数が、選挙前に比べ2議席増加（113→115

ベルギーにおける総選挙の結果（下院）

	新議席数		1981年総選挙後議席数	
	ワロン派	フラン派	ワロン派	フラン派
キリスト教社会党	69	20	49	61
自由進歩党	46	24	22	52
社会党	67	35	32	61
フランドル人民同盟	16	—	16	20
エコロジスト	9	4	5	4
フランス語民主戦線	3	3	—	6
その他	2	1	1	8
計	212	87	125	212
			92	120

議席）し、引き続き過半数を占める結果となった。

選挙前には「高失業率、高率税負担に対する労働者階級の不満うつ積から、連立与党の議席数は過半数を割るのではないか」との予想もあったが、このように与党側が過半数を維持、とくにマルテンス首相自らが率いるキリスト教社会党＜フラン派＞が議席数をかなり増加させたことについては、「国民が同首相の緊縮策に信任を与えたものであり、同氏の閣内における発言力は今後一段と強まろう」との見方が多い。

こうした選挙結果を受けて、同首相は今後も緊縮路線を継続していくものとみられるが、欧州諸国の中で最悪の部類に属する失業率（85年10月16.3% < OECD 統計>・財政赤字（85年GDP対比10.0% < OECD 見込み>）といった当面の政策課題については、国内に他国比ウエイトの高い構造不況業種（鉄鋼等）を抱えていることもあって、その解決にはかなり時間がかかるものとみられている。

2. 上記選挙結果をもとに11月28日、選挙前と同じ連立4派からなる第6次マルテンス内閣が成立したが、主要閣僚の顔触れは第5次内閣とほぼ同様となっている。

新内閣の主要閣僚名は、以下のとおり^(注)。

首 相	W. Martens	（CVP、留任）
副首相兼法相	J. Gol	（PRL、留任）
兼行政改革相		
副首相兼内相	Ch.F. Nothomb	（PSC、留任）
兼公共部門相		
兼地方分権相		
副首相兼予算		
相兼科学政策	G. Verhofstadt	（PVV、新任）
相兼計画相		<前PVV党首>

外 相 L. Tindemans (CVP、留任)
 蔵 相 M. Eyskens (CVP、前経済相)
 経 済 相 P. Maystadt (PSC、前予算相)

(注) P S C ……キリスト教社会党ワロン派
 C V P …… フラマン派
 P R L ……自由進歩党ワロン派
 P V V …… フラマン派

◆ベルギー中央銀行、公定歩合等を引上げ

1. ベルギー中央銀行は12月20日、公定歩合を1.0%、債券担保貸付金利を1.25%引上げ(各々8.75%→9.75%、9.0%→10.25%)、23日から実施する旨発表した。

同行は、85年5月に公定歩合操作方式を変更して以来、すでに8回にわたり公定歩合の変更を行っているが、引上げ幅が1%と大幅になったのは、84年2月以来1年10か月ぶりのものである。

2. 今次措置につき同行では、「11月末にEMS通貨再調整ルーマーが市場に広まって以降、EMS内最下位にあるベルギー・フランは根強い売り圧力にさらされている。しかしながら現在ベルギー経済自体にベルギー・フラン切下げを正当化する悪材料はないことから、本行としては為替防衛に対する当局の強い意思を表明し、EMS再調整に対する市場の思惑を断ち切ることが必要と判断、TBレートの上昇(TB3か月物、8.60%<11月12日>→8.85%<12月13日>→9.75%<同17日>)に合わせるかたちで今回の措置に踏切たものである。したがってベルギー・フランに対する売り圧力が後退すれば、直ちに公定歩合は再び引下げる事となろう」とコメントしている。

◆フィンランド中央銀行、公定歩合を引下げ

1. フィンランド中央銀行は12月13日、公定歩合を0.5%引下げ(9.0%→8.5%)、86年1月1日より実施する旨発表した。同行の公定歩合変更は85年2月1日の引下げ(9.5%→9.0%)以来の措置である。

2. 今次措置につき同行では、「インフレ率が引き続き低下傾向をたどっている状況下、国内景気面への配慮から利下げが適当と判断した」と説明している。

アジア諸国

◆韓国国会、1986年度予算を可決

韓国国会は12月2日、1986年度(86年1~12月)予算を可決、成立させた(歳出規模138,005億ウォン、前年度当初予算比+12.4%、同8月補正後予算比+10.1%)。本予算について政府では、「予算全体の規模を名目G N P の伸び率程度にとどめるなかで^(注)、最近の雇用情勢の悪化に対処するため財政面から肌理細かな配慮を施したもの」(申副総理兼経済企画院長官)と説明している。

(注) なお、本予算は86年度経済見通し(実質経済成長率+7.0%、G N P デフレーター上昇率+3.0%、為替レート上昇率+0.2%)を前提に編成している。

韓国 1986 年度予算

(単位: 億ウォン・%)

		1985年度予算		1986年度予算	
		(8月補正後)	構成比	構成比	前年度比
歳 入	租 稅	118,200	94.3	131,975	95.6
	内 国 税	73,657	58.8	81,193	58.8
	関 稅	16,869	13.5	19,023	13.8
	防 衛 税	16,363	13.1	18,577	13.5
	教 育 税	3,021	2.4	3,342	2.4
	専 売 益 金	8,290	6.6	9,840	7.1
	税 外 収 入	4,552	3.6	5,062	3.7
歳 出	繰 越 金	2,572	2.1	968	0.7
	合 計	125,324	100.0	138,005	100.0
	國 防 費	38,258	30.5	43,090	31.2
	教 育 費	24,924	19.9	27,690	20.1
	社会開発費	8,174	6.5	11,056	8.0
	経済開発費	25,774	20.6	25,725	18.6
	司法・警察関連費	7,052	5.6	7,875	5.7
合 計		125,324	100.0	138,005	100.0

歳出・入面の特色は次のとおり。

- (1) 歳出…社会開発費が雇用対策および低所得者向け住宅建設の拡大を中心に高い伸びを示しているほか、経済開発費についても、全体としてほぼ前年度並みの水準に抑制されてはいるものの「科学技術の開発および中小企業対策には重点的に配分している」(李経済企画院予算室長)。この間、その他の項目では、最大のウエイトを占める国防費が引き続き厚目に配分されている一方、一般行政費は歳出全体の伸びを下回る伸びに抑制されている。
- (2) 歳入…景気持直しに期待した所得税等の増加や公共料金の引上げによる税外収入の伸びを中心にしてほぼ名目G N P見合いの伸び。

◆韓国政府、86年度経済運用計画を発表

韓国政府は12月14日、86年度(86年1~12月)経済運用計画を発表した(下表参照)。同計画は、物価安定基調定着の下で、雇用拡大を図るために前年度を上回る成長を目指す一方、国際収支均衡も実現するという意欲的な内容。これにつき、同国政府は「ウォン相場の下落や各種の輸出支援策の奏効により輸出が持直すほか、これに伴う設備投資の増加、公共事業の拡大、住宅建設投資の活発化等内需の底堅さも見込まれることから、7%の成長達成は可能」(申副総理兼経済企画院長官)とコメントしている。

86年度経済運用計画

	単位	85年実績 見込み	86年計画
実質成長率	%	5.0	7.0
1人当たりG N P	ドル	2,002	2,090
輸出(前年比)	億ドル(%)	265(0.6)	297(12.1)
輸入(")	" (")	264(△3.5)	288(9.1)
貿易収支	"	1	9
经常収支	"	△7~△8	△3~3
卸売物価(前年比)	%	1.0	2.0~3.0
消費者物価(")	"	3.0	3.0
マネーサプライ(M_2) (当該年12月末の前年比)	"	11~11.5	12~14

◆タイ、金融関係3法を改正

タイ政府は、11月12日の閣議で「商業銀行法(Commercial Banking Act)」「金融・証券・不動産金融業務法(The Finance, Securities and Credit Foncier Business Act)」および「タイ中央銀行法(The Bank of Thailand Act)」の改正案を承認、同月27日に公布、施行した。

今回の改正は同国金融機関の同族経営体質の残存等近代化の遅れや不正行為による経営行詰まりの発生等に対処したもので、株主の銀行株保有制限、役員向け貸出制限、法令違反に対する罰則厳格化等を内容としている。

主な改正点は次のとおり。

(1) 同族経営体質の是正。

① 1株主当たりの対象金融機関株式の取得を原則として5%以下に制限

② 各金融機関は、250人以上の小口株主(株式保有割合0.5%以下)を持つと同時に小口株主全体の株式保有割合を50%以上とする

③ 役員向け貸出しの制限

(2) 金融当局の監督・指導権限を強化。

① 大蔵大臣に以下の権限を付与

イ、金融機関業務の全面的あるいは部分的停止権
ロ、金融機関活動を監視する監督官の任命権および、中央銀行に対する同任命権の委任

② 中央銀行に以下の権限を付与

イ、金融機関が以下の状態にある場合の改善命令権

④ 所定の現金準備、流動資産を維持しない場合

⑤ 不正な預金受け入れ、貸出を行った場合等

ロ、金融機関に対する増減資金命令権

ハ、金融機関役職員の解任権
(3) 罰則の厳格化(1百万バーツ以下の罰金または10年以下の禁固および両刑の併科)。

(4) 中央銀行内に「金融機関再建強化基金」を設置(わが国の預金保険制度に相当)。

——金融機関に対し、所定の拠出(預金の0.5%以下)が要請される見込みであるが、創設の具体的時期等は未定。

◆インド、第7次5か年計画を承認

インドは11月9日の国家開発評議会において、第7次5か年計画(85/4月～90/3月)を承認した。同計画は、今後議会の審議を経て正式決定される。

政策当局によれば、同計画は、穀物生産の増加を図るとともに、工業部門についても生産性の向上と対外開放の推進を梃子として引き続き高目の成長を実現することによって、雇用機会の増大と貧困の軽減を達成することを目的としている。

同計画の概要は以下のとおり(カッコ内は第6次計画、金額はいずれも84/85年度価格)。

(1) 実質GDP年平均成長率 5% (5.2%)

[83/84年度GDP構成比]

うち工業部門 [14.9%] 8% (8~9%)

農業部門 [36.1%] 4% (4.0%)

(2) 対外収支

輸出増加率 6.8% (9.0%)

輸入増加率 5.8% (7.9%)

—計画期間中の輸出は工業製品を中心に比較的高い伸びを見込んでいるものの、輸入もインフラ部門の整備拡充に要する資本財の購入等から増加するため、貿易収支は赤字基調を持続する見通し(期間中の貿易赤字額△3,470億ルピー)。

(3) 投資および資金調達

総投資 32,237億ルピー 構成比

うち公的部門 15,422 ヶ [48%]

民間部門 16,815 ヶ [52%]

資金調達内訳

国内貯蓄 30,237 ヶ

対外借入 2,000 ヶ

—公的部門の投資は、第6次計画において着手された電力、鉄道、港湾、通信等社会基盤整備事業の完成に重点が置かれており、新規プロジェクトは少ない。

共産圏諸国

◆中国、外貨預金払出し自由化を全国に拡大

中国銀行は、11月20日、居住者外貨預金約款を改定し、居住者外貨預金の外貨による払出しを自由化した。

同行では、85年3月以降一部の省・市で本措置を実施してきたが、今回の措置については、既往実施地域内の外貨預金が急増し国民の手元にある遊休外貨の吸收に効果があがったため、対象地域を全国に拡大したと説明されている^(注)(なお中国銀行の居住者外貨預金業務開始は84年7月)。

(注) 中国では外貨準備高の中に中国銀行保有分の外貨も計上しており、85年9月末の同国外貨準備の7割は同行が保有している。

(1) 口座の種類

	預 入	払 出
外貨現金口座	国外から持込まれまたは居住者が保有している交換可能な外貨のうち現金部分。	①元利益は現金で払い出し可能。 ②国外送金の場合は、金額に応じ中国銀行または外為管理部門の許可を要す(外貨現金買入・外国為替売出レートで換算)。
外国為替口座	国外から送金されまたは持込まれた交換可能外貨のうち現金以外。 居住者が保有している交換可能外貨のうち現金以外。	①元利益は国外へ送金可能。 ②現金で払出す場合は、外国為替買入・外貨現金売出レートで換算。

(2) 預金の種類

定期預金のみ。期間は3ヶ月、6ヶ月、1年、2年の4種類。

ただし、特別な必要がある場合には、預入れ銀行の同意を得て1回に限り一部または全部の期限前払出しが可能(残余部分については定期預金利息を付す)。

(3) 預入可能通貨

米ドル、英ポンド、西独マルク、日本円、香港ドルの5種類。

—他の通貨については、預入(払出)日の外国為替相場で上記通貨に(から)換算。

(4) 預入金額

150元相当額以上(上限なし)。